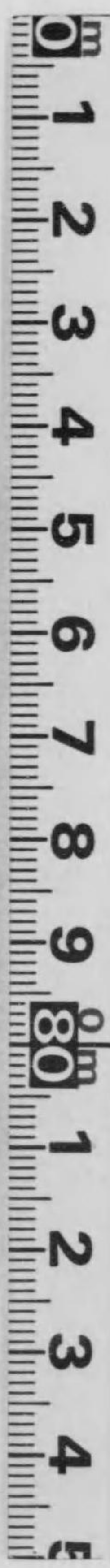


297
55

陸海軍
各學校 官費入学案内

国立国会図書館



始



エト5524

277

東江堂編

陸海軍
各學校
官費入學案内

東京
東江堂發行

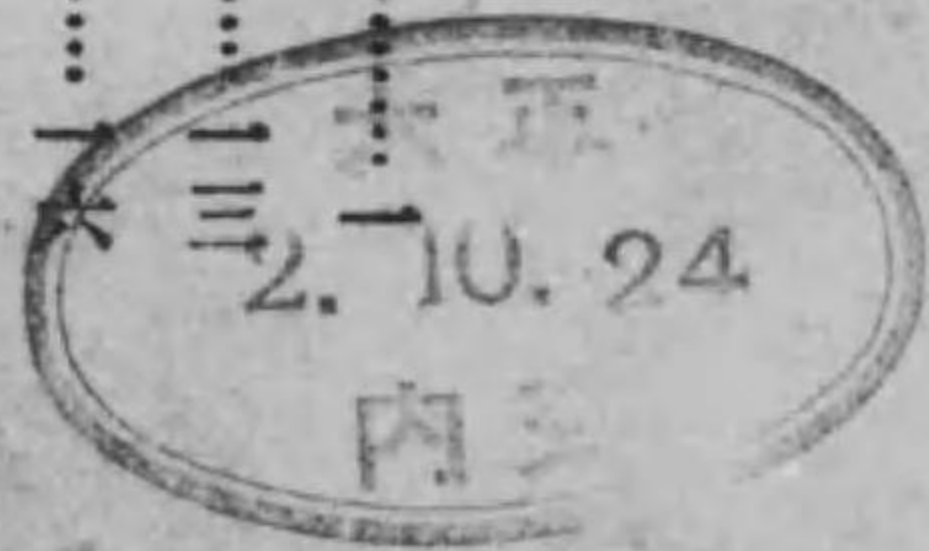
297-55

陸海軍各學校官費入學案内目次

第壹章 陸軍之部

第一節 士官候補生	一五
第二節 主計候補生	一三
第三節 幼年學校生徒	一六
第四節 砲兵工長候補、學生、生徒	二五
第五節 戶山學校軍樂隊	三〇
第六節 見習醫、藥劑官	三二
第七節 見習獸醫官	三六
第八節 衛生部獸部依托生徒	三七
第九節 現役兵	四〇
第十節 一年志願兵	四二

目次



第十一節 現役歩騎砲工輜重兵科下士……………六一

第十二節 憲兵科下士、上等兵……………六四

第十三節 經理部下士(計手、縫工長、靴工長)……………六六

第十四節 衛生部下士……………六八

第二章 海軍ノ部

● 第一節 海軍兵學校……………七一

第二節 海軍機關學校……………八四

第三節 海軍主計練習所……………九七

第四節 少軍醫、少藥劑士候補生……………九七

第五節 海軍造兵生徒……………九九

第六節 商船學校……………一〇一

第七節 海軍志願者身體格例……………一〇四

第一章 陸軍志願者

第一節 士官候補生

第一 毎年採用すべき現役各兵科士官候補生の召募人員は其都度陸軍大臣之を告示す

第二 採用資格

一 中央幼年學校本科卒業生

二 中學校又は之と同等以上の學校を卒業し且つ陸軍召募試験に及第したる者但中學校卒業に至らずと雖も入隊すべき年の七月十日迄に卒業の見込ある者は之に出願することを得

士官候補生

三 一年志願兵にして隊長の保證を得且つ陸軍召募試験に及第したる者

四 陸軍現役各兵科下士(工長を含む)にして品行方正操確實の者にして隊長若くは所屬長官の保證を得且つ陸軍召募試験に及第したる者
前各項受験者の學科試験科目中外國語は英、佛、獨、露語の内其一を本人の選擇に任し之を科せらる

第三 左に該當する者は採用せられず

一 妻ある者

二 本人並に父若くは戸主家資分産又は破産の宣告を受け未だ復權を得ざる者及身代限りの處分を受け辨償の義務を終へざる者

三 禁錮の刑を處せられたる者及賭博犯の處分を受けたる者

四 素行修らざる者

第四 志願者の年齢及身長左の如し但年齢の計算は入隊の前日調とす

一 陸軍部外の志願者に在りては年齢十八年以上二十一年以下とし身長五尺以上

二 陸軍現役各兵科下士の志願者に在りては年齢二十六年迄とす

第五 入隊期日は十二月一日とす

但幼年學校本科卒業生及各兵科下士より士官候補生に採用せられたる者は翌年六月一日とす

入隊に關し左の諸件に留意すべし

一 入隊を命せられ其期日に病氣其他已むを得ざる事故を生じ入隊延期を願せんとする者は病氣の者は其願書に醫師の診察書を添へ其他の事故に在りては其願書に町村長の證明書を添へ入隊すべき隊長に宛て出願すべし

入隊の途中病氣に罹りたる時は其地の醫師の診察書其他の場合(例は汽車汽船到達時に遅刻したる如し)は驛長船長等の證明書を添へ成るべく速に隊長に宛て其猶豫を出願すべし但し其事故二十日を過ぎたる時は或は候補生を免せら

るゝことあるべし

二 入隊當日身体検査を施し其結果病氣の爲め候補生に堪へずと認められたることは隊長に於て之を除名せらる

三 入隊を命ぜられ故なく出發を遅延し若くは無届にて入隊せず又は自己の不注意により期日に遅れたる者は以後入隊するを得ず

第六、検査を分ちて身体及學科の二とす身体検査に合格せざる者は學科試験を受くることを得ず但左に該當する者は検査を停止す

一 身体検査及學科試験の際不正の所爲ありたる者（翌年以後出願するも採用せられず）

二 検査場へ規定外の物品及筆記類を携帯せる者

三 身体検査又は學科試験に缺席又は遅刻したる者

四 學科試験に於て一科目の各問題を全く答解し能はざりし者

第七

志願者は父兄親戚又は其他一家を爲す身元確實の者二名の保證人を左の願書に連署し戸籍謄本及履歷書學校長の證明書を添へ検査を受くべき前年の十一月三

十日迄に居住地の市町村長に差出すべし陸軍部内の志願者は十二月十日迄に所屬部隊長に差出すべし

但願書に冀望の兵種及隊號を起載し又入隊すべき隊長の承認書を請けたる者は之を願書に添付すべし

志願者は相互に保證人となるを得ず

陸軍部内の志願者に在りては身元保證人を要せず

志願者中願書を差出したる後住所を轉し検査場の變更を望む者は新検査場及新住所を明記したる書面を以て最初出願せる手續に依り遅くも二月中に出願すべし

士官候補生願（用紙は美濃白紙とす）

某儀

士官候補生志願ニ付御許可被成下度御採用ノ上へ御規則嚴重ニ相守リ誓テ陸

士官候補生

六

軍ニ従事可仕候仍テ戸籍ノ謄本履歴書證明書(入隊承認書)相添へ身元保證人
連署此段奉願候也

年月日

府縣族籍職業

戸主

主月にあらず
れば誰子弟

(氏名の字体は戸籍謄
本と相違なきを要す)

府(縣)郡(市)町(村)住
府(縣)郡(市)町(村)寄留

氏

名印

年月日生

身元保證人

府縣族籍職業

府(縣)郡(市)町(村)番地住(寄留)

氏

名印

同

氏

名印

何師團長爵氏名殿

追テ左ノ通り冀望致候也

受験外國語 英(佛)(獨)(露)語

受験場 何地(居住地所管師管内に限る)

冀望兵種隊號第一近衛歩兵第一聯隊の如し

第二騎兵第一聯

前書ノ趣調査候處相違無之候也

年月日

府(縣)郡(市)長 氏

名印

陸軍部内の志願書も右に準ず

履 歴

書(用紙は美濃白紙とす)

一、何年何月何日何學校へ入學何年何月何日卒業

一、何年何月何日ヨリ何年何月何日何處ニ於テ何學研究

一、何年何月何日ヨリ何ニ従事ス

士官候補生

七

士官候補生

一、賞罰ノ有無等

右之通り相違無之候也

年 月 日

本 人 氏 名印
身元保證人 氏 名印
同 氏 名印

第八 試験場の設置は左の通とす志願者は検査場を選定し願書に附記すべし

第一師管 東京 横須賀 甲府 佐倉

第二師管 若松 仙臺 山形

第三師管 名古屋 岐阜 津

第四師管 大坂 和歌山 篠山

第五師管 廣島 松山 山口

第六師管 熊本 鹿兒島 都城 沖繩

第七師管 札幌 函館 旭川

第八師管 青森 盛岡 秋田 弘前

第九師管 金澤 鯖江 富山

第十師管 姫路 鳥取 福知山

第十一師管 徳島 善通寺 高知

第十二師管 大分 小倉 福岡 鶏知

第十三師管 新發田 村松 松本 高田

第十四師管 水戸 宇都宮 高崎

第十五師管 豊橋 静岡 濱松

第十六師管 大津 敦賀 京都 奈良

第十七師管 岡山 濱田 松江

第十八師管 大村 佐賀 久留米

士官候補生

右の外臺灣樺太清國及朝鮮所在諸部隊に在りて志願する者のために左記場所に検査場を設けらるゝことあり

臺灣に在りては臺北、臺南

樺太に在りては大泊

清國に在りては遼陽、旅順、北京、天津

朝鮮に在りては京城、平壤、咸興

志願者少數のときは特に検査場を變更せらるゝことあり此場合には本人に通達せらる

第九 志願者は検査期日前検査地附近に到着し検査前日迄に着する如く止宿所届を指定の場所に差出すべし

検査地に居住する者亦同し

第十 陸軍部外の志願者は新に撮影したる手札形の寫真一葉を携帯し身体検査の際

之を検査醫官に差出すべし

但寫真は見苦しからざる服装をなし單身脱帽にて撮影し其裏面に自己の府縣族籍氏名を自書すべし

第十一 検査に關する雜則

一 身体検査は試験期日前に終る如く各師團長に於て其日時を定め志願者を召集し検査醫官をして之を行なはしむ

二 陸軍部内の志願者にして検査場設置外に在る者は其地の軍醫をして身体検査を行なはしめ其合格者を検査場に到らしむるものとす但此場合に在りては學科試験も所屬隊に於て行ふことあるべし

三 學科試験は四月十一日より約一週間とす受験當日筆、鉛筆、墨硯、又は墨池、小刀、圖引具(三邊板共)を携帯すべし其他の物は一切携帯を許さず

四 試験當日病氣又は其他己むを得ざる事故を生し受験し能はざる時は其事由を

具し届出ずべし

- 五 服装は身体検査學科試験共當日は洋服又は和服なれば袴を穿つべし
- 六 陸軍部外の志願者は検査の爲め往復及滞在中の費用並に其採用後の入隊又は入校迄の費用は總て自辨とす

第十二 志願者一般の参考

- 一 入隊承認書を請けんとするものは本人より直接履歷書を添へ自己の入隊せんとする隊長に届出ずべし
- 二 士官候補生採否は教育總監の達により師團長より郡市長町村長を経て本人に通知す其採用者は教育總監之に士官候補生を命じ各兵隊に配賦せらる
- 三 士官候補生は士官學校分遣前概ね一ケ年(幼年學校出身者は六ケ月)該隊に於て下士兵卒の勤務(雜役を除く)及之に必要な軍事學を修得せしむ
- 四 士官候補生は入隊後直に一等卒の階級を與へ六ケ月の後は上等兵の階級に入

- ケ月の後は伍長の階級に中央幼年學校出身者は入隊後直に上等兵の階級に二ケ月の後は伍長の階級に進め共に士官學校分遣の際は軍曹の階級に進む者とする
 - 五 士官候補生は十八ケ月間士官學校に於て修學し卒業の上原隊に復歸したるときは當該隊長之に見習士官を命じ中隊に配賦し六ケ月以上士官の勤務を修得せしむ見習士官を命ぜられたる士官候補生の身分は曹長とす
 - 六 各兵科現役下士にして士官候補生を命ぜられたる者は入隊前其本官を免せらる
- 其取扱に付ては中央幼年學校出身者に同じ

第二節 主計候補生

- 第一 毎年採用すべき主計候補生の召募人員は其都度陸軍大臣之を告示す
- 第二 採用資格

主計候補生

- 一 中學校又は之と同年以上の學校を卒業し且陸軍召募試験に及第したる物
但中學校卒業に至らずとも入隊すべき年の七月十日迄に卒業の見込ある者は之を出願することを得此場合には學校長の證明を要す
- 二 陸軍現役設計手にして品行方正操確實の者にして隊長若しくは所屬長官の保證を得且陸軍召募試験に及第したる者
- 三 受験科目中外國語は本人の冀望に依り英、佛、獨、露の内其一種を限り試験す
- 第三 主計候補生志願に關しては右の外士官候補生志願に關する第三、乃至第十一の規定を準用せらるゝに付之を参照すべし
- 第四 志願者一般の參考
 - 一 願書の差出方は士官候補生の通りなるも宛名は陸軍省經理局長とす
 - 二 主計候補生に採用すべき者は陸軍省經理局長に於て之を定め之に主計候補生を命じ陸軍大臣の認可を受け各師團に配賦す師團長は管下の歩兵隊に配賦す

但採否の通知は市町村長より本人に達せらる

- 三 入隊せる主計候補生には經理學校分遣前概ね九ヶ月間士官候補生と共に軍事教育を修得せしむ
- 四 主計候補生は入隊後直に一等卒の階級を與へ六ヶ月の後上等兵の階級に八ヶ月の後伍長の階級に進め九月一日經理學校分遣の際軍曹（二等計手）の階級に進むるものとす
- 五 主計候補生經理學校の修學を終り卒業試験に及第したる者は陸軍省經理局長に於て之に見習主計を命じ退校原隊に復歸せしむ
見習主計を命ぜられたる主計候補生の身分は曹長（一等計手）とす
- 六 見習主計は所屬隊及師團經理部に於て概ね六ヶ月以上經理部士官の勤務を修得せしむ
- 七 陸軍部内の志願者にして採用に決定したる者は翌年經理學校分遣期（九月一

日)に至り其本官を免じ之に主計候補生を命ず
分遣の際は軍曹(二等計手)の階級を與ふ

第三節 幼年學校生徒

第一 毎年入學せしむべき人員は其都度陸軍大臣之を告示す

第二 入學資格

一 入學試験は中學校第一學年終業の程度に於て之を行ふ其試験科目左の如し

讀書 漢字交り文の講讀

作文 漢字交り文書翰文

算術 複比例迄

地理歴史 本邦の概要

二 志願者の年齢及身長左の如し

年齢 滿十三年以上十五年以下

身長 四尺四寸以上

但戰死及戰傷に依り死歿し又は戰役中危難を冒したるに起因して死歿したる
陸海軍將校同相當官及陸軍准士官下士並に高等文官の孤兒に在りては身長
本分の定限に達せざるも士官候補生と成る迄に該定限に達すべき見込ある者は
入校を許可せらる

第三 志願者は左の召募區域に依り出願すべし

第一、第十三、第十四師管内居住の者は

中央幼年學校

第二、第七、第八師管内居住の者は

仙臺地方幼年學校

第三、第九、第十五師管内居住の者は

名古屋地方幼年學校

第四、第十、第十六師管内居住の者は

大阪地方幼年學校

幼年學校生徒

第五、第十一、第十七師管内居住の者は

廣島地方幼年學校

第六、第十二、第十八師管内居住の者は

熊本地方幼年學校

但合格人員の都合に依り他校に入學せしめらるゝことあれば志願者は豫め他の希望學校を願書に附記するを要す

第四 志願者は左の様式に依り願書其他の書類を檢査を受くべき前年十一月三十日迄に居住地の市町村長に差出すべし

但本籍地召募區域外に居住し本籍地召募區の幼年學校に入學せんとする者は願書其他の書類を本籍地の市、町、村長に差出すべし
若し檢査を居住地方に於て受けんとする時は其旨願書に附記すべし

陸軍中央幼年學校豫科(陸軍地方幼年學校)生徒願(用紙美濃白紙)

某儀

中央幼年學校豫科(地方幼年學校)生徒志願ニ付御許可被成下度御採用ノ上ハ

御規則嚴重ニ相守リ卒業ノ上中央幼年學校本科生徒被命候節ハ誓テ陸軍ニ從事可仕ハ勿論入校中ノ費用ハ御規定ノ通り可相納候仍テ戶籍ノ謄本履歷書相添へ身元保證人連署此段奉願候也

年月日

府縣族籍職業

戶主(主あらざれば誰子弟)姓名の字体は月籍謄本の

(養子なる陸軍下士以上及陸軍將校のときは此府書に「養子」と明記すべし)

府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留

氏名印
年月日生

身元保證人

府縣族籍職業

府(縣)郡(市)町(村)住(寄留)

氏名印

同

幼年學校生徒

同

氏 名印

中央(何地方)幼年學校長爵氏名殿

追テ左ノ通り希望致候也

入校希望は御校の外第一、何地方幼年學校第二、何地方幼年學校に有之候

受験場 何地(居住地師管内に限る)

入校後の外國語學 佛(獨)(露)、語

前書之趣調査候處相違無之候也

府縣郡市長 氏 名印

履 歷 書

様式は土官候補生に同じ

第五 志願者中採用すべき者と否は願書を差出したる市町村長より本人に通達ある

べし

第六 入校を命ぜられたる者は入校期日前に左の書式により納金證書を學校長宛差出すべし

収入印紙

納 金 證 書(用紙美濃白紙)

某 儀

今般中央幼年學校豫科(何地方幼年學校)生徒被命候ニ付テハ入校中ノ費用ハ御規定ノ通り可相納萬一本人納兼候節ハ身元保證人ニ於テ可相納候仍テ身元保證人連署證書如斯候也

年 月 日 本人 氏 名印

身元保證人

府縣族籍職業

府(縣)郡(市)町(村)番地住(寄留)

氏 名印

同

氏 名印

中央(何地方)幼年學校長氏名殿

前書之通り相違無之候也

年月日

府縣郡市長 氏 名印

第七 生徒の納むべき金額左の如し

半特待生 毎月金四圓

自費生 毎月金八圓

第八 納金に付き左の件を承知し置くべし

一 入校當月の納金は入校の前月二十八日迄に爾後毎月の納金は其前月二十八日

迄に身元保證人より當該學校に納付すべし

但便宜上數ヶ月分以上を納付するも妨なし

二 本文の納金は之を實費と見做し追徴又は還付せらるることなし但在學中退校

又は死亡の場合に在りては其月以後に係る既納金は拂戻せらる

三 特待生及半特待生中自己の便宜を以て退校を願出づるものは在學中の費用を

自費生の格に見積り納金せしめらるることあるべし

第九 生徒の入校期日は九月一日にして修學期間は中央幼年學校豫科及地方幼年學

校は三ヶ年中央幼年學校本科は二ヶ年とす

第十 右の外志願者は士官候補生志願に關する第三、第六、第七、第九、第十、第

十一の規定を準用せらるゝに付參照すべし

第十一 志願者一般の參考

一 生徒は總て校内に寄宿せしめらる

- 二 生徒中左に該当する者は列記の順序に従ひ資産を顧慮し若干名を限り特に納金の全額を免除せらるる之を特待生とす
- イ 戦死及戦傷に因り死歿し又は戦役中危難を冒かしたるに起因して死歿したる陸海軍將校同相當官及陸軍准士官 下士並に高等文官の孤兒
- ロ 現役中公務の爲に死歿したる陸海軍將校及同相當官の孤兒
- ハ 増加恩給權を得たる陸海軍將校同相當官の孤兒
- ニ 恩給權を得たる陸海軍將校同相當官の孤兒
- ホ 増加恩給權を得たる陸軍准士官下士及任官 後十五年以上隊附職務に精勤したる陸軍下士の兒子
- ヘ 特に國家に功勞ある高等官の孤兒
- 三 生徒中左に該当する者は列記の順序に従ひ資産を顧慮し若干名を限り特に納金の内被服及精米料を免除せらるることあるべし之を半特待生とす但前項に該

る者の内特待生と爲さざる者は之を半特待生となす

- イ 現職に在る陸海軍尉官同相當官の兒子
- ロ 恩給權を得たる陸海軍尉官同相當官の兒子
- ハ 陸海軍少佐及同相當官に名譽進級を爲したる者の兒子
- 四 家督相續者たる養子は前二項の孤兒又は兒子に準ずるものとす

第四節 砲兵工長候補(學生)生徒

- 第一 毎年入校せしむべき召募人員は其都度陸軍大臣之を告示す但陸軍部内より採用せらるる者は學生、其他は生徒とす
- 第二 工長候補(學生)生徒は十二月十五日砲兵工科學校に入學を命じ在學中の費用は總て官給とす且つ手當を給す
- 第三 採用資格

一 年齢満十八年以上二十三年以下とす

二 身体検査に合格したる者にあらざれば召募試験を受くることを得ず
身体検査は徴兵検査の際便宜の検査場に於て之を行ふ(徴兵検査の項参照)

三 召募試験は砲兵工科學校長の定むる所に依り現役初年兵に在りては所屬隊に於て該隊長陸軍部外の志願者に在りては聯隊區司令部所在地に於て該司令官之を行ふ

試験期日は九月とす(概ね三日間)

四 試験格は高等小學校卒業の程度とす其受験科目左の如し

讀書 漢字交り文

作文 日用書類 漢字交り文

算術 初歩

歴史 本邦の概要

圖書 用器書 自在書

五 志願者の採否は砲兵工科學校長之を定め其採用すべき者には砲兵工長候補

(學生)生徒として入校を命じ且市町村長より本人に通達す

第四 志願者は左の諸科の中其一を選び願書に記載すべし但都合に依り他の科に採用せらるゝことあり

銃工科、鞍工科、木工科、鍛工科

第五 志願者は左の書式に依り願書其他の書類を三月十五日迄に居住地の市町村長に差出すべし但現役初年兵よりの志願者は六月三十日迄に隊長に差出すべし

砲兵工長候補(學生)生徒願(用紙美濃白紙)

某儀

陸軍出身志願ニ付何々候補(學生)生徒ニ御採用被成下度入校ノ上ハ御規則嚴重ニ相守リ誓テ陸軍ニ従事可仕候仍テ戸籍ノ謄本履歷書相添へ身元保證人連

砲兵工長候補(學生)生徒

二七

署此段奉願候也

砲兵工長候補(學生)生徒

二八

年月日

府縣族籍職業

戸主月主にあらざれば誰子弟

府(縣)郡(市)町(村)番地住
府(縣)郡(市)町(村)番地寄留 氏

名印

身元保證人

府縣族籍職業

府(縣)郡(市)町(村)番地住(寄留)

氏 名印

同

同

氏 名印

何聯隊區司令官氏名殿

前書之趣調査候處相違無之候也

府縣郡市町村長 氏

名印

履 歷 書

士官候補生に同じ

第六 入校旅費は陸軍部外の志願者に在りては本人居住地所管師團經理部陸軍部内の志願者に在りては所屬師團經理部より各支給せらる

第七 砲兵工長候補者は校内に居住せしむるものとす

第八 砲兵工長候補者にして卒業試験に及第し且工長適任と認められたる者は各科

三等工長(伍長)に任じ軍隊及陸軍官衙に配賦せらる

第九 右の外志願者は士官候補生志願に關する第三、第五、第六、第九、第十一の各項の規定を準用せらるにつき参照すべし

第十 候補者在學中左の一に該當する者は退校を命ず

一 學術の修得不完全にして卒業の目途なき者

二 軍紀を紊り屢法則を犯す者

砲兵工長候補(學生)生徒

二九

- 三 品行不正にして改悛の目途なき者
- 四 傷疾疾病に依り卒業の目途なき者
- 五 卒業試験に落第したる者

第五節 戸山學校軍樂生徒

- 第一 入學試験の程度は高等小學校卒業の學力に比準す其受験科目左の如し
 - 讀書 漢字交り文
 - 算術 初歩
 - 作文 通俗文
 - 外に口述試験を行ふ
- 試験期日は身体検査後より十月十五日以前とす
- 第二 身体検査は徴兵検査の際便宜の場所に於て之を行ふ

生徒は特に齒列正しくして齶齒なきを要す

第三 年齢及身長左の如し

満十七年以上二十年以下にし身長四尺九寸以上とす

第四 志願者は願書其他の書類（願書の書式は砲兵工長候補者の通りにして只何々候補（學生）生徒とあるを戸山學校軍樂生徒とせば可なり履歷書亦全じ）を三月二十日迄に居住地の市町村長に差出すべし

第五 志願者の採否は試験の成績に依り戸山學校長之を定め市町村長より本人に通知す

入校を命せられたる者の旅費は本人居住地の所管師團經理部より支給せらる

第六 生徒は校内に居住せしめ修學中の費用は總て官給とす

第七 生徒は情願を以て退校するを許されず

第八 卒業したる生徒は其成績順序に依り之に樂手補（上等兵相當）を命じ戸山學校

軍樂生徒隊及其他の軍樂隊に配賦し二ヶ年以上現役に服し樂手(下士相當官)たるの技能を備ふる者は必要に依り三等樂手(伍長相當官)に任せらる

第九 右の外志願者は士官候補生志願に關する第一、第三、第五、第九、第十一の規定を準用せらるにつき之を参照すべし

第十 生徒中左の一に該當する者は退校を命ず

- 一 學術の修得不完全にして卒業の目途なき者
- 二 軍紀を紊り屢法則を犯す者
- 三 品行不正にして改悛の目途なき者
- 四 傷痍疾病に依り卒業の目途なき者

第六節 見習醫(藥劑)官

第一 採用資格

一 帝國大學醫科大學生にして陸軍衛生部依託學生となり又は醫學專門學校文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認められたる縣立醫學校を含む生徒にして陸軍衛生部依託生徒となり共に同學の課程を卒へたる者

二 前項の依託生にわらずして同學の課程を卒へたる者

三 一年志願兵現役中の者にして軍醫(藥劑)生たる資格を有する者
但當分の内二、及三、に該當する者より採用せらる(毎年召募に關する陸軍省告示參照)

左の一に該當する者は採用せられず

- 一 本人並に父若くは戸主家資分散又は破産の宣告を受け未だ復權を得ざる者及身代限りの處分を受け辨濟の義務を了へざる者
- 一 禁錮の刑に處せられたる者及賭博犯の處分を受けたる者
- 一 素行修まらざる者

第二 志願者は願書(士官候補生に同じ但宛名は一年志願兵より出願する者は所屬師團軍醫部長其他の出願者は陸軍省醫務局長)其他の書類に醫術開業(藥劑師)免狀寫を添へ一年志願兵に在りては所屬隊長其他の者に在りては本籍地の市町村長に差出すべし

第三 志願者は附近部隊軍醫の身体検査を受けしめ其採否は本人に通達せらる但身長は五尺以上年齢帝國大學又は外國の大學卒業者に在りては二十年以上三十五年以下其他の者に在りては二十年以上三十年以下とす

其採用に決したる者は見習醫(藥劑)官を命じ師團司令部所在地の歩兵隊に配賦し其隊及衛戍病院に於て四ヶ月間衛生部士官の勤務を修得せしめ六月三十日以前に於て其修得したる學術試験を隊附高級軍醫若くは衛戍病院長之を行ひ其成績に依り陸軍省軍醫局長其採否を定め順序を経て隊長より本人に通達せらる

第四 見習醫(藥劑)官にして左に該當する者は見習醫(藥劑)官を免じ一に該る者は

上等看護卒と爲し二乃至六に該る者は一等看護長に任じ共に豫備役に編入せらる

一 軍紀を紊り又は屢法則を犯し若くは品行不正にして改悛の目途なき者

二 學力乏しくして見習醫(藥劑)官に適せざる者

三 士官たるの才能に乏しき者

四 見習醫(藥劑)官たるを得べからすと認められたる者

五 疾病又は傷痍に依り一時服役に堪へざる者

六 士官選舉會議に否決したる者

七 疾病又は傷痍に依り常備後備の服役に堪へざる者及永久兵役に堪へざる者

第五 見習醫(藥劑)官士官の勤務を習得し其學術及勤務等衛生部士官たるを得べき者にして士官選舉會議に於て可決したるときは陸軍省醫務局長之を審査し帝國大學醫科大學の課程を卒へたる者は陸軍二等軍醫(藥劑)官に其他の者に在りては陸軍三等軍醫(藥劑)官に任用のことを陸軍大臣に上申す

第七節 見習獸醫官

第一 採用資格

- 一 帝國大學農科大學獸醫學科學生にして陸軍獸醫部依託學生となし同學の課程を卒へたる者
- 二 帝國大學農科大學獸醫學實科生徒及官立實業專門學校獸醫學科生徒となし陸軍獸醫部依託生徒となし同學の課程を卒へたる者
- 三 前一、及二、の依託學生依託生徒にあらずして同學の課程を卒へたる者
- 四 一年志願兵現役中の者にして獸醫生たる資格を有する者
但當分の内三、及四に該當する者より採用せらる (毎年召募に關する陸軍省告示參照)
- 第二 志願者の願書其他の書類の差出し方は見習獸醫官に全じ但宛名は陸軍省軍務局長とす

長とす

- 第三 其採用に決したる者は之に見習獸醫官を命じ乘馬隊に於て四ヶ月以上獸醫部士官の勤務を修得せしむ
- 第四 見習獸醫官の試験は隊附高級獸醫之を行なひ其成績に依り陸軍省軍務局長其採否を定め順序を経て之を本人に通達せらる
- 第五 志願者は見習獸醫官に關する第一、第三、第四、第五の規定を準用せらるに付參照を要す但第四の一に該當する者は其配賦せられたる兵種の兵卒と爲し二乃至六に該當する者は一等蹄鐵工長に任じ共に豫備役に編入せらる

第八節

衛生部(獸醫部)依託學生同依託生徒

- 第一 衛生部依託學生同依託生徒は陸軍省軍務局長より獸醫部依託學生同依託生徒は陸軍省軍務局長より何れも帝國大學總長、高等學校若くは當該學校に通牒し志

衛生部(獸醫部)依託學生同依託生徒

願者を召募す

第二 志願者は年齢十八年以上二十八年以下にして身長五尺以上なるを要す

第三 左に該る者は之を採用せられず

一 本人並に父若しくは戸主家資分産又は破産の宣告を受け未だ復権を得ざる者及身代限りの處分を受け辨済の義務を終へざる者

二 禁錮の刑に處せられたる者及賭博犯の處分を受けたる者

三 素行修らざる者

第四 志願者は士官候補生に定むる願書其他の書類を帝國大學總長又は當該學校長へ差出すべし

但宛名は衛生部志願者に在りては陸軍省醫務局長獸醫部志願者に在りては陸軍省軍務局長とす

第五 志願者は陸軍省各當該局長に於て本人の學力品行等を審査し且本人在學地附

近の部隊附軍醫をして身体検査を行なひ其採否は願書を差出したる校長より本人に通達せらる

採用に決したる者は依託學生依託生徒を命せらる

第六 依託學生は帝國大學依託生徒は當該學校一般の規定に従ひ修學せしむ其課程を卒へ卒業試験に及第したる者は其成績に依り見習醫(藥劑)(獸醫)官を命せらる

第七 依託學生及依託生徒修學中は情願を以て依託學生又は依託生徒を辭することを得ず

但左に該當する者は依託學生依託生徒を免せらるゝことあるへし

一 依託學生依託生徒にして其成業の目途なき者

二 品行不正學業懈怠若しくは規則違反等の故を以て帝國大學總長若しくは當該學校長に於て退學の處分を爲すべき者

三 傷疾疽病の爲休學六ヶ月以上に至り仍は治愈の見込なき時

四 其他正當の事由なくして學年試験を受けざる者若くは學年試験に落第したる者

五 其性行見習醫(藥劑)(獸醫)官と爲すに通せざる者

第八 依托學生及依托生徒には授業其他一切の費用に充つる爲左の手當を支給せらる

依托學生 月額金貳拾圓

依托生徒 同 金拾五圓

第九 依托學生及依托生徒中身上若くは戸籍上に異動を生じたる時は速に陸軍省當該局長へ届出づべし

第九節 現 役 兵

第一 滿十七歳以上二十歳未滿の者にして徵兵令第十二條に依り現役に服せんことを志願せる者は其願書に戸主或は親權者連署し身元證明書を添へ市町村長の奥書證印を受け徵兵検査の際任意の聯隊區司令官又は警備隊司令官に願出で身体検査を受くべし

志願者は自己の希望する軍隊に入營することを得るが故に歩兵第一聯隊に於て服せんとする者は麻布聯隊區司令官に願出づべし即徵兵令に依るときは自己の本籍地の聯隊區に於て徵兵身体検査を受け其地の聯隊(例之名古屋聯隊區内に本籍を有する者は歩兵第六聯隊又は野砲兵第三聯隊)へ入營するを例とすれども此種の志願者に在りては京都聯隊區に本籍を有するも歩兵第八聯隊又は輜重兵第四大隊に入營せんとせば大坂聯隊區司令官に願出ずべし

臺灣、樺太、朝鮮、露國領沿海洲、露國領薩哈噠、清國、香港、澳門に在りて内地部隊に服役せんとする者は其地に於て身体検査を受くることを得此場合に在り

ては第一章第二節第三を参照すべし

但身体検査に於て合格したる者は其合格證書を右の願書に添付すべし

第二 徴兵適齢者にして徴兵身体検査に合格し身元確實なる者は抽籤の法に依らずして現役に服することを得

前項の志願者は徴兵身体検査の際聯隊區徴兵官又は警備隊區徴兵官に願出すべし

但身元證明書を要す

第十節 一年志願兵

第一 満十七歳以上満二十八歳以下にして左に列擧する學校の卒業證書を所持する者若くは陸軍試験委員の試験に及第し共に服役中食料被服装具等の費用を自辨し豫備後備將校たるの希望を有するものは志願に依り一ケ年間陸軍現役に服すること

とを得

一 官立學校(小學校及選科等の別科を除く)

二 府縣立師範學校、中學校

三 文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認定せられたる學校

四 文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する私立學校

イ、一年志願兵を將校となすには現役滿期前に於て終末試験を行なひ及第したるものには豫備役編入の際終末試験の及第證書を附與し現役を終りたる次年に於て勤務演習として少なくとも九十日間召集し勤務演習の終りに於て將校試験又は學術試験を爲し及第者を士官に任ずるものとす

ロ、入營する年の十二月一日に於て満二十八歳を過ぐるものは一年志願兵たるを得ず但年齢二十八歳以下にして一年志願兵認定證書を得たる者其年入營すること能はずして翌年回となりたる者は此限にあらず

ハ、外國の大學校又は高等專門學校の卒業證書を所持し且該校の官立と私立とに關せず試験を受くるにあらざれば一年志願兵たるを得ず

ニ、禁錮の刑に處せられ若くは賭博犯に依り徵罰に處せられたる者及病氣又は犯罪の爲め期限に入營し難く翌年同となりたる者は一年志願兵たるを得ず但刑罰に處せられたる者と雖も大赦に係るものは此限にあらす

第二 一年志願兵たらしむとする者は本籍所在の師團長に願出で身体検査及學術試験を要する者は學術試験を受くべし但徵兵検査の際身体検査を受けたる者は一年志願兵の爲め別に体格検査を行はれず學科試験の科目は當分左の通りとす其試験格は中學校卒業程度とす

- 讀書 代數
- 作文 幾何
- 算術 三角法
- 地理 地史
- 圖畫

第三 志願者は左の書式に依り願書に戸籍謄本及履歷書を添へ學術試験を要するものは六月十日迄其他の者に在りては七月十日迄に本籍地の市町村長に差出すべし

前項出願者にして戸主に非らざる者は戸主、未成年者に在りては親權者の服役承認書を添付するを要す又學術試験を要せざる者に在りては學校長の卒業證明書を添付すべし但願書を差出すときに於て未だ學校を卒業せざるも其年十月卅一日迄に卒業すべき者に限り學校長の證明書を以て卒業證明書に代ふることを得此場合に在りては卒業の上直に學校長の卒業證明書を添へ師團長に届出づべし

一年志願兵にして志願取消を願出づる時は認定證書附與後に在りては第十四、の場合に該當するものに限り其前に在りては其以外の者と雖も之を許可せらるゝも此場合に在りては徵兵に關する一般の規定に依り之を處分せらる從來其志願者中願書を差出したる後普通徵兵の身体検査に於て乙種となりたる者或は認定證書の交付を受けざる以前に於て補充兵證書を受領したる者の内家事上又

は修學の都合云々の理由を以て該志願を取消し現役兵としての服役を免がれんとする者あり之等の處置に對しては或は法律上の罪人とならざるも其内心に至りては徵兵忌避の念を有する者として目せらるゝを以て注意すべきことなり其取消を願出で許可を受けたるもの果して其目的を達するや否や
 徵兵検査に於て身体検査を受け乙種となりたる者必しも補充兵にあらず又補充兵證書を有すればとて必しも現役兵に徵集せざることなし從來現役兵の補欠は十二月三十一日迄なりしが近頃は更に一月三十一日迄充員せられ且兵員の増加せられたる今日に於ては益々此目的を達するの困難なきや論を俟たず

一年志願兵服役願

(用紙美濃白紙)

某儀

徵兵令第十三條ニ依リ服役中ニ關スル費用金額ヲ自辨シ一年志願兵トシテ服

役致候間御認可相成度別紙所要書類相添へ此段奉願候也

追テ一年志願兵條例第二十六條ニ依リ勤務演習ノ爲メ召集セラル、場合

ニ於テハ之ニ要スル費用モ自辨可致候也

本籍地府(縣)郡(市)町(村)番地華(士)族(平民)
 寄留地府(縣)郡(市)町(村)番地

氏名印

年月日生

何師團長爵氏名殿

追テ左ノ通り希望致候也

一、受驗地 何地

二、希望兵科 第一何兵 第二何兵

主計生、軍醫生、藥劑生、獸醫生、希望者は其旨を記すべし

一年志願兵

四七

受験場は本籍地若しくは寄留地師管内に限る

履歴書

(用紙美濃白紙)

- 一、何年月日何學校へ入學何年月日同校卒業
- 一、何年月日何處ニ於テ何々研究
- 一、何年何月日何ニ従事ス

一、一年志願兵ニ關スル件左ノ如シ

一、未ダ出願セシコトナシ

一、何年何師管ニ於テ何々ノ爲メ不採用

一、何年一年志願兵認定證書ヲ受領セシモ何々ノ爲メ服役セズ

一、賞及罰等

(右の外履歴に關する事項特に土木、電氣、機械、冶金、採鑛等の技能あるものは其修學又は實驗の事項を詳記すべし) 右之通り相違無之候也

年月日

氏

名印

一年志願兵服役承認書

氏

名

年月日生

右者一年志願兵トシテ服役ノ儀承認致候就テハ服役並ニ一年志願兵條例第二十六條ニ依リ勤務演習ニ要スル費用ハ無相違上納可爲致候也

本籍地府(縣)郡(市)町(村)番地

寄留地府(縣)郡(市)町(村)番地

年月日

戸主氏

名印

(未成年者に在りては外に親權を行ふ者の連署を要す此場合には氏名の上に親權者と記載すべし)

第四 一年志願兵は志願の際本籍地の師管内の軍隊に於て服役するを例とし軍事上の必要あるときは他の師管の軍隊に於て服役せしめらるゝことあるべし

臺灣總督府國語學校土語科の卒業證書を有する者は當分臺灣に於て身體検査を受け臺灣守備歩兵隊に於て服役することを得但其願書は第三により本籍所在師團の師團長に差出すものとす

第五 一年志願兵の兵科は本人の希望と軍事上の必要とに依り之を定めらる

一年志願兵を各師管各軍隊に配賦するには左の事項を參酌するものとす但主計生たらんことを希望する者は師團司令部所在地の歩兵隊に配賦せらる

- 一 軍事上の必要
- 二 志願者の希望
- 三 兵科毎に成るべく各隊の人員を平等にすること
- 四 特別の技術を修め若くは其實験を有する者は其技術を必要とする部隊に配賦すること

第六 一年志願兵出願者にして左の各號中第一號に該當する者は主計生、第二號に

該當する者は軍醫生、第三號に該當する者は藥劑生、第四號に該當する者は獸醫生たらんことを志願することを得

- 一 専門學校又は之と同等以上の學校に於て法律又は經濟の課程を卒業したる者
- 二 醫術開業免狀を有し又は之を受くべき資格ある者
- 三 藥劑師免狀を有し又は之を受くべき資格ある者
- 四 獸醫開業免狀を有し又は之を受くべき資格ある者

左記學校ノ卒業生ハ第一號ニ該當ス

東京帝國大學法科大学

京都帝國大學法科大学

東京高等商業學校

神戸高等商業學校

長崎高等商業學校

山口高等商業學校

市立大坂高等商業學校本科

私立關西大學

大學科法律科正科 大學科經濟科正科 專門科法律科正科 專門科經濟科正科

私立中央大學

本科法律科 同經濟科 專門科法律科 同經濟科 本科商科 專門科商科

私立京都法政大學

本科大學部法律科 同經濟科 本科專門部法律科 同行政科 同經濟科

私立早稻田大學

大學部政治經濟科本科 同法律科本科 同商科本科 高等師範部法政經濟科本科 專門部政治經濟科本科 同法律科本科

私立明治大學

法律部本科 同專門正科 政學部本科 同專門正科 商業部本科 同專門正科

私立慶應義塾大學部

本科政治科 本科理財科 本科法律科

私立日本大學

大學部法律科正科 同政治正科 同商科正科 專門部正科 高等師範部正科

私立法政大學

私立專修科

五四

大學部正科 專門科法律科正科 同實業科正科
私立專修學校

東洋商業協會
學校身體検査

法律科本科 經濟科本科 商科本科

私立東洋協會學校

私立東洋商業專門學校本科

私立同志社專門學校經濟科

私立東亞同文書院(在清國)

第七 一年志願兵出願者の検査場は師團司令部所在の衛戍地に於て九月四日身体検査を行ひ學術試験を要するものは其翌日よりとす

前項に依り學術試験を受くべき者及身体検査を受くべき者は検査期日前検査地に到着し書面を以て其止宿所を検査地所管の師團司令部(臺灣に在りては其地守備

隊司令部)に届出づべし但検査地に現住の者と雖も本文に準じ届出でを爲すものとす

第八 臺灣、樺太、朝鮮、露國領沿海洲、清國、香港、澳門に在りて一年志願兵を志願せむとする者は學術試験を要せざる者に限り其他に於て身体検査を受くることを得

前項該當者にして身体検査を受けんとする者は徵兵検査の例に準じ其期日迄に軍隊又は領事館に願出で身体検査を受け其合格證書を第三の願書に添付して差出すべし

願書の書式左の如し

一年志願兵致度儀ニ付身体検査願

(用紙美濃白紙)

本籍府(縣)郡(市)町(村)番地華(士)族(平民)

寄留地堡廳(里)街(庄)社(番)戸

職業 氏 名

年月日生

私儀

徵兵令第十三條ニ依リ一年志願兵服役致度候ニ付テハ明治三十九年勅令第三百十八號ニ依リ何地ニ於テ身体検査相受度候間此段相願候也

年月日

右氏 名印

何隊(何帝國領事館)御中

第九 身体検査合格者にして學術試験を受くべき者は新に單身脱帽にて撮影したる

寫真紙(手札形)裏面に族籍氏名を自書し學術試験の際試験委員に差出すべし

第十 志願者中合格者には左の如き一年志願兵認定證書を附與せられ不合格者には其旨通知す

但學校長の證明書を以て卒業證明書に代用したる者に在りては卒業の届出を爲たる後附與せらるゝものとす

第何號 一年志願兵認定證書

府(縣)族籍

氏 名

年月日生

陸軍一年志願兵タル資格ヲ具有スル者ト認定ス

但何兵第何聯(大)隊ニ於テ服役スベシ

年月日

職銜 氏 名印

(他師團に於て服役する者は様式但書中聯(大)隊とあるを何師團に於てとあり)

第十一 他の師團に於て服役すべき認定證書を受けたる者は更に服役すへき師團の

一年志願兵

師團長より左の如き入營命令を交付せらるゝものとす

第何號 一年志願兵入營命令

府(縣)族籍

氏 名

年 月 日 生

何兵第何聯(大)隊ニ入隊スベシ
年 月 日

職爵 氏 名 印

第十二 一年志願兵出願後入營迄の間に於て轉籍轉住氏名變更犯罪死亡其他願書及添付書類に記載せる事項に異動を生じたるときは本人又は親族より認定證書附與前に在りては本籍所在師管の師團長に、認定證書附與後に在りては服役すべき師團長に届出するものとす

第十三 一年志願兵の入營期日は毎年十二月一日とす但戰時又は事變の際其他必要の場合に於ては之を變更せらるゝことあり

入營に關し左の諸件に注意すべし

一 一年志願兵入營したるとき又は翌年回となりたるときは十四日以内に本籍地の市町村長に届出づべし

二 正當の事故なく所定の時日に入營せざる者は普通徴兵の處分に於て現役兵となりたる者に在りては直に之を徵集し補充兵に依りては補充兵役に服せしむ但明治四十一年勅令第八十號(入營せざる者處罰の件)に依り處罰せられたる現役兵にして徵募年の翌年一月三十一日迄に入營し得ざる者は其年に於ける一般徴兵と同時に入營せしめらる

第十四 一年志願兵入營前傷痕又は疾病に依り服役に堪へ難きものあるときは在職軍醫の診斷證書(軍醫あらざる地に在りては地方醫師の病況書)を陸海軍の兵籍

に編入すべき諸生徒候補生を命ぜられたる者は學校又は官廳等の證明書を、本人を要するに非ざれば一家の生計を營み難き者は近隣の戸主二名の保證書添付し本籍地の市町村長に届出づべし
本文の届出を爲したる者にして正當の事由と認めたるときは一年志願兵認定證書を返還せしめらるものとす

第十五 一年志願兵にして傷疾疾病其他の事故により所定の日時に入營し難きときは入營延期願に證據書類を添へ本籍地の市町村長に届出づべし但入營を延期し十二月三十一日迄其事故止まざるときは翌年入營せしめらるも翌年に至り尙止まざるときは一年志願兵認定證書の返還を命ぜらる

第十六 一年志願兵は年額金百八圓(臺灣に於て服役する者に)を入營する月の前月十五日迄に所屬隊へ納むべし本文により納付したる者入營前に死亡し又は認定證書を返還せしめたるときは納金の全額服役中除隊若くは死亡したる時は其當月以後に係

る既納金額(月割計算)を本人又は遺族に拂戻せらる

一年志願兵條例第二十六條に記載しある事項左の如し

第二十六條 一年志願兵にして左の各號の一に該當する者は(中畧)二等卒となし一般の兵卒と同一の教育をなし且必要に應じ現役満期の後毎年六十日間勤務の演習爲め召集す之に要する費用は自辨とす

- 一 怠慢にして勤務習得の見込なき者
 - 二 軍紀を紊り屢法則を犯し又は品行不正にして改悛の見込なき者
- 前項に該當する者の費用は一年志願兵年額の納金を月割計算法に依り二ヶ月分とす

第十一節 現役歩騎砲工輜重兵科下士

第一 現役下士を志願せむとする者は入營後數ヶ月の間に於て内務班長に豫め口頭を以て出願し置くを要す

- 第二 現役下士は左の要件を具備する者より採用せらるる
 - 一 品行方正にして勤務を勉勵し且他兵の模範たる者
 - 二 學科及術科共優秀なる者
 - 三 在營延期を志願し且下士の志望を有する者
 - 四 現役下士適任の者と認められたる者
 - 第三 現役下士を志望する者は二年兵の六月十五日迄に在營延期願を中隊長に差出すべし
 - 第四 在營延期を許可せられたる者は下士の缺員する毎に順次補欠せらるる之を下士候補者と稱す現役下士は其缺員を各中隊毎に補ふを例とす然れども必要により甲中隊の缺員を乙中隊の候補者を以て補欠せらるることあるべし
 - 第五 現役下士の初任は伍長とし判任官四等とす
 - 第六 現役下士は居室入浴及便所等に至る迄總て兵卒と異り判任官たる待遇を受すべし

け公務の外は自由を有す(休暇外出の部参照)

- 第七 現役下士は在營延期滿了前三ヶ月以上六ヶ月以内に於て再服役を志願し其一期は一ケ年とす但入隊後六ケ年以上現役に服したる者は二ケ年以上數ケ年を一期とし滿四十歳迄再服役を志願することを得
- 第八 現役下士中左に列記する箇所に奉職するものは滿四十五歳迄再服役を志願することを得

- 一 師團司令部
- 二 旅團司令部
- 三 警備隊司令部
- 四 要塞司令部
- 五 臺灣總督府陸軍幕僚
- 第九 前列記以外の軍衛、學校及懲治隊附下士は滿四十八歳迄再服役を志願すること

とを得

第十 第八、及第九、は營外居住とす

第十二節 憲兵科下士及上等兵

第一 憲兵科下士の補充は左に掲ぐる者を以てす

- 一 現役憲兵上等兵にして二箇年以上憲兵の職務に服し品行方正志操確實なる者
- 二 歩騎砲工輜重兵科の隊附下士中入隊後六箇年以上現役に服し品行方正志操確實にして憲兵に轉科を志願し補充検査に合格し且一箇年以上現役年を有する者

三 豫備役後備役憲兵上等兵にして下士適任證書を有し現役満期後二箇年以内に於て現役下士を志願する者

四 豫備役後備役憲兵軍曹伍長中品行方正志操確實にして現役満期後二箇年以内

に於て現役を志願する者

五 豫備役後備役歩騎砲工輜重兵科軍曹伍長中品行方正志操確實にして現役満期後二箇年以内に於て現役を志願する者

憲兵下士の補充は憲兵隊管区内に於てするを例とす

憲兵下士補充検査格例及合格規程は憲兵司令官に於て之を定む

第二 憲兵上等兵の補充は歩騎砲工輜重兵科の兵卒中憲兵志願にして左に該當する者を以てす

- 一 一箇年以上現役に服し年齢満二十年以上の者
- 二 品行方正志操確實にして三箇月以上憲兵上等兵の勤務に必要な學術を習修し補充検査に合格したる者

隊長は毎年志願兵若干名を選抜し技能の優劣に依り順序を定めたる人名書に品行證明書を添へ師團長に進達し師團長は之を憲兵司令官に送附すべし

學術の習修及補充検査は各憲兵隊管區毎に當該憲兵隊本部に於て之を行ふ
 憲兵隊長は學術習修の爲本人所屬の隊長に協議し本人を憲兵隊本部に通學せしむ
 但憲兵隊本部所在地外の者は同本部所在地の各隊に分遣し通學せしむ
 學術習修中傷痍疾病犯罪品行不正又は學力不充分にして憲兵上等兵と爲すべからざる者あるときは憲兵隊長は其通學を停止し本人所屬の隊長に通知すべし
 學術習修了れば憲兵隊長は補充検査を行ひ合格者に就き検査の成績に依り順序を定めたる憲兵上等兵候補名簿を製し之を憲兵司令官に進達すべし
 憲兵司令官は候補名簿を審査し各憲兵隊毎に憲兵上等兵候補名簿を決定し憲兵隊長に下す
 憲兵隊長は關員ある毎に憲兵上等兵を命ず
 候補名簿は決定の日より次年候補決定の日迄之を用うるものとす

第十三節

經理部下士(計手、縫工長、靴工長)

第一 計手の補充は左に掲ぐる者を以てす

入隊後一箇年以上現役に服したる歩騎砲工輜重兵科の上等兵にして計手を志願し計手に必要なる學術を習得したる者
 計手の補充は師管内に於てするを例とす
 隊長は毎年六月部下上等兵中計手志願者にして適當と認むる者を選定し隊附主計手に附屬し概ね三箇月經理部下士の實務を習修せしむ
 隊附主計手志願者の教育終りたるときは成績報告書を製し隊長を経て師團經理部長に上申す
 師團經理部長は計手志願者に二箇月間計手に必要なる學術及實務を習得せしめたる後試験を行ひ其成績を審査し順序を附したる下士候補名簿を作り師團長を経て之を陸軍省經理局長に進達し其認可を受け關員に應じて候補名簿の順序に依り三等計手(伍長相當官)に任す

第二 縫工長靴工長の補充は左に掲ぐる者を以てす

上等縫工卒上等靴工卒にして入隊後二箇年以上現役に服し當該工長として再服役を志願し當該工長に必要な學術を習修したる者

被服本廠長は毎年十一月上等縫工卒上等靴工卒中當該工長適任者を選定し各別に定めたる候補名簿を製し之を陸軍省經理局長に進達し其認可を受くべし師團經理部長は師管内各部隊に於ける縫工長靴工長に被服廠に於ける縫工長靴工長に闕員を生じたるときは其補充を陸軍省經理局長に請求すべし

陸軍省經理局長は前項の請求を受けたるときは之を被服本廠長に通知し下士候補名簿の順序に依り當該三等工長(伍長相當官)に任じ各部隊に配賦す

第十四節 衛生部下士

衛生部下士は現役看護卒にして衛生部下士を志願し二箇年以上在營し下士たるに適

する者を以て之を補充す

衛生部下士に任ずるには病院長又は隊附高級醫官其勤務及學術の成績に依り順序を附したる下士候補名簿を製し之を師團軍醫部長に移す

師團軍醫部長は前項の下士候補名簿を審査し各候補者を通じ順序を附したる下士候補名簿を製し師團長を経て之を陸軍省醫務局長に進達し其認可を受け師管内衛生部下士闕員に應じ候補名簿の順序に依り三等看護長(伍長相當官)に任ず



第二章 海軍志願者

第一節 海軍兵學校生徒志願手續

第一條 海軍兵學校生徒は毎年九月中に於て年齢満十六年以上^満二十年以下にして身體検査及學術試験に合格したる者の中より之を採用す

第二條 左項の一に該当する者は生徒に採用せず

- 一 有妻の者
- 二 禁錮以上の刑に處せられたる者

- 三 復権を得ざる家資分散者、破産者若は其の相続人
- 四 身代限の処分を受け負債の辨償を終へざる者、若は其の相続人
- 五 品行又は家庭不良なるか爲め將來將校たるの體面を保つ能はずと認むる者
- 第三條 生徒は入校の日より海軍兵籍に編入す
- 第四條 生徒には入校の日より手當金を給し被服其他修學の費用に充てしむ
- 第五條 生徒は情願を以て退校することを得ず
- 第六條 生徒は左項の一に該當するときは退校せしむ
 - 一 將校たるべきの器量に乏しき者
 - 二 品行不良或は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者
 - 三 試験の成績不良にして卒業の目的なき者
 - 四 傷疾を受け又は疾病に罹り先途役務に堪へ難しと認むる者
- 第七條 志願者は父兄親族其他可成自己に關係深く一家を爲し身元確實なる者二名

を以て保證人と爲すへし

- 第八條 志願者は志願書に左の書類を添へ市區町村長（志願者單身寄留のものなるときは原籍地の市區町村長全戸寄留のものなるときは寄留地の市區町村長）の奥書證印を受け書留郵便若は其他確實なる方法を以て直接海軍兵學校長に差出すへし
 - 一 履歷書
 - 二 承認書
 - 三 身元明細書
 - 四 戸籍謄本

身元明細書は志願書と同じく市區町村長の奥書證印を受くるを要す

第九條 入校試験の前後を問はず志願を取消さんと欲するものは保證人連署を以て速に海軍兵學校長に届出つへし

第十條 志願書を差出したる後志願者及保證人の原籍住所及身上に異動を生じたと

き又は保證人を變更したるときは第八條に準じ市區町村長の與書證明を得て速に海軍兵學校長に届出つへし

第十一條 志願者にして受験地を變更せんと欲する者は五月十五日迄に海軍兵學校長に届出つへし

第十二條 志願者の教育を擔任したる中學校若は之と同程度以上の學校の校長等（家庭教育を受けたるものは其の教師）は志願者より願出あるとき書式に依り志願者に對する所見表を作り秘封とし八月十日迄に直接海軍兵學校長に差出すへし但し卒業して當該中學校等を離れたる後の日久しく志願者の現狀を知悉せるときは其の旨を記入し所見表中の記事を適宜省畧することを得

志願者は身體検査に合格したるとき直に前項の學校長等に所見表作製提出のことを願出つへし

第十三條 身體検査に合格せざる者に對しては學術試験を行はず

第十四條 身體検査は明治三十五年一月海軍省令第一號海軍出身志願者身體検査格例に依り施行す

第十五條 學術試験科目は左の如し

- 國語及漢文 解釋訓點等片假名字交り作文
- 英語 英文和譯、和文英譯、文法
- 數學 算術、代數、平面三角及幾何（平面及立體）
- 物理 物性、力、熱、音、光、電氣及磁氣
- 化學 無機及有機
- 地理地文 日本及外國
- 歴史 日本及外國
- 圖書 自在書及用器書

備考 試験程度は中學校全科卒業の學力を標準とす

各科目試験得點は同一効力を有す

代數英文和譯平面三角算術及英文法中其の一科目に於て成績不良の者は爾後試験を

繼續せしめず

第十六條 志願者は身體検査の際新に(毎年三月以後)撮影(必ず脱帽)せる紙寫真(曇紙附なるを要し裏面に族籍氏名を自書すへし)一葉を携帶し試験官に差出すへし

第十七條 志願者は洋服或は袴を著用すへし又身體検査に際しては其の前入浴して身體を清淨にし殊に耳垢を除き口中を清潔にして出頭すへし

第十八條 志願者何等の事故ありと雖之か爲時日を延し検査を行ふことなし

第十九條 志願者検査地への往復並に滞在費等は一切自辨たるへし

第二十條 志願者の身體検査日割表は検査開始の一日前に各受験地の府縣廳(東京は築地海軍經理學校)に掲示す

志願者は各受験地の前記掲示場に就き豫め自己の身體検査日割を承合し且受験地に於ける自己の宿所(受験地に住所ある者は其の住所を検査開始の前日迄に到達する様書面(用紙半紙)又は葉書を以て同地に出張せる試験官(東京は築地海軍經理學校

内其の他は各府縣廳内に宛て)に届出つへし

病氣其の他の事故に依り身體検査所若は學術試験所に出頭すること能はざるときは豫め其旨を届出つへし

第二十一條 生徒を命ずるには志願者を海軍兵學校に召集し再び身體検査を行ひ其の合格者中より之を命ず而して之を召集するには校長より之を第一保證人に達す

第二十二條 前條の召集には本人住所(受験當時の住所)より海軍兵學校までの里程に應し相當の旅費を給す

第二十三條 海軍兵學校生徒志願者にして海軍機關學校生徒海軍經理學校生徒の中其一若は其二をも志願し其の入學試験に合格し採用を豫定せられたるときは海軍兵學校生徒志願は自然消滅す

海軍兵學校生徒志願書(書式)(用紙美濃紙二つ折一通)

年 月 日

海軍兵學校生徒

海軍兵學校生徒
二十七年七月の以後生
二十七年十月の以後生

海軍兵學校生徒

族籍

戸主(戸主にあらざれば其の續柄)

志願者

明治何年何月何日生

第一保證人

本籍

住所

族籍職業

第二保證人

本籍

住所

族籍職業

二十七年七月の以後生
二十七年十月の以後生

七八

海軍兵學校長爵氏名殿
海軍兵學校生徒志願の件

第一保證人	氏名	印
本籍		
住所		
族籍職業	氏名	印
第二保證人		
本籍		
住所		
族籍職業	氏名	印

某(志願者の名)儀海軍將校出身を志願す許可入校の上は海軍の紀律に服従することを誓ふ

志願者の身上は何事に限らず保證人之を擔保す

受驗地 (東京)(長野)(名古屋)(仙臺)(京都)(金澤)(廣島)(高知)(鳥取)(熊本)(鹿兒島)(大分)

右出願す

履歷書、承認書、身元明細書及戸籍謄本を添ふ(以下書式省略)

前書相違無し

年 月 日 市區町村長 氏 名 印

但し志願者の氏名及保證人の住所及氏名には片假名を付し其の讀方を明にすへし
本校志願者は特に左の諸項に注意すへし

一、志願者は海軍兵學校生徒志願者心得を熟讀すへし

海軍兵學校生徒

七九

二、志願書提出の期日を誤るへからず期日に後れたるものは受理せず（四月三十日迄に本校に到達するを要す）

三、志願書は第八條の規定に依るへきは勿論なりと雖殊に左の諸件に留意すへし

一 受験地の記入漏なきこと

二 自己の氏名身元保證人の住所及氏名に片假名を付すること

四、第二號書式（履歷書）第七項兵學校機關學校經理學校志願經歷を記するには左例に依るを便とす

兵學校	志願せず	學術落第	試験繼續
機關學校	志願せず	体格不合格	病氣缺席
經理學校			事故缺席
			志願

五、履歷書中「所見表提出のことを願出てんとする學校名及其の所在地又は家庭教

師氏名及其の住所」の記入漏なき様注意すへし

六、身元明細書も志願書と同じく市區町村長の奥書證印を要すること

七、戸籍謄本は新に戸籍吏の作製したるものたるへし往年作製のもの或は疑はしき形跡あるものは受理せず戸籍抄本は無効戸籍謄本に限る

八、志願書及之に添付すへき書類を本校に發送するには必ず左記の順序に綴り書留郵便或は他の確實なる方法を以て直接兵學校長に差出すへし

一、志願書 二、履歷書 三、承認書

四、身元明細書 五、戸籍謄本

從來往々郡市町村等の役場に差出し之より傳送し來るものあり之か爲提出期日に後れたることあるか故に志願者は特に此の點に留意を要す

九 受験地の變更を要する者は必ず期限内即ち五月十五日迄に届出つへし期限内に本校に到達せざるものは受理せず

- 十 病氣其の他の事故に依り受験すること能はるときは直に其の旨受験地に於ける試験官に届出て決して無届缺席を爲すべからず
 - 十一、身体検査開始期日は履歴書中記載の住所に宛て志願者に通告す
 - 十二、第二十條の身体検査日割表は京都のみ掲示を爲さずして同府廳内兵事係の手に備置きあり就て見るべし
 - 尙ほ各検査地の府縣廳兵事係の手に備置きあり
 - 十三、身体検査所の所在及出頭すべき時刻は第二十條の検査日割表と共に受験地の府縣廳(東京は築地海軍經理學校)に掲示す
 - 十四 身体検査當日は辨當を携帶すべし
 - 十五 身体検査に合格したる者には検査官より左の書類を交付す
 - 一 身体検査合格の證 附 學術受験者心得 一葉
- 本證は學術試験中入所の證なるを以て毎日携帶することを忘るべからず

二 所見表用紙

若干

第十二條に依り志願者は一年以上在校したる總ての學校の校長等に所見表用紙を送付し期日迄に所見表の作製提出を願出つべし但し何れの學校にも一年以來在校せざるときは最近在校の學校長等に願出つべし

期日(八月十日)迄に兵學校に到着せざるときは願書を却下すべきを以て志願者は速かに前記の手段を採ることを忘るべからず

六、學術試験所の位置は体格検査所に掲示す

七、願書を受理するも之を本人に通知することなし、其の着否を知らんと欲する者は葉書に自己の住所氏名を記し志願書と同封にて送付すべし

八、志願者若し本校生徒并に陸軍士官候補生採用試験の何れにも合格するときは本人の希望に依り其の一を撰み他の一方を取消すことを得、此の場合に於て本校生徒採用を取消さんと欲する者は保證人連署を以て速に本校長に届出つべし

九、海軍兵學校生徒志願と同時に海軍機關學校生徒并に海軍經理學校生徒を志願することを得

十、海軍兵學校生徒志願者身體検査所及び學術試験所を左記十二箇所に置く
市、長野市、廣島市、高知市、鳥取市、熊本市、鹿兒島市、金澤市、大分町
(注意) 本規則は毎年僅少の變更ある事を承知せられたし

第二節 海軍機關學校生徒志願手續

第一條 海軍機關學校生徒は毎年九月中に於て年齢滿十六年以上滿二十年以下にして身體検査及學術試験に合格したる者の中より之を採用す

第二條 左項の一に該當する者は生徒に採用せず

- 一 有妻の者
- 一 禁錮以上の刑に處せられたる者

一 復権を得ざる家資分散者、破産者若は其の相続人

一 身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者若は其の相続人

一 品行又は家庭不良なるか爲め將來機關官たるの体面を保つ能はずと認むる者

第三條 生徒は入校の日より海軍兵籍に編入す

第四條 生徒には入校の日より手當金を給し被服其他修學の費用に充てしむ

第五條 生徒は情願を以て退校することを得ず

第六條 生徒は左の諸號の一に該るときは退校せしむ

一 機關官たるべきの器量に乏き者

一 品行不良或は怠惰にして訓戒を加ふるも改悛せざる者

一 試験の成績不良にして卒業の目的なき者

一 傷疾を受け又は疾病に罹り先途役務に堪へ難しと認むる者

第七條 志願者は父兄親族其の心可成自己に關係深く一家を爲し身元確實なる者二名

を以て保證人と爲すへし

第八條 志願者は志願書に左の書類を添へ市區町村長（志願者單身寄留のものなるときは原籍地の市區町村長、全戸寄留のものなるときは寄留地の市區町村長）の奥書證印を受け書留郵便若は其の他確實なる方法を以て直接海軍機關學校長に差出すへし

一 履歷書

二 承認書

三 身元明細書

四 戸籍謄本

身元明細書は志願書と同じく市區町村長の奥書證印を受くるを要す

第九條 入校試験の前後を問はず志願を取消さんと欲するものは保證人連署を以て速に海軍機關學校長に届出つへし

第十條 志願書を差出したる後志願者及保證人の原籍現住所及身上に異動を生したるとき又は保證人を變更したるときは第八條に準し市區町村長の奥書證明を得て速に海軍機關學校に届出つへし

第十一條 志願者にして受験地を變更せんと欲するものは四月十日迄に海軍機關學校長に届出つへし

第十二條 志願者の教育を擔任したる中學校若は之と同程度以上の學校の校長等（家庭教育を受けたるものは其の教師）は志願者より願出あるとき書式に依り志願者に對する所見表を作り秘封とし五月二十五日迄に直接海軍機關學校長に差出すへし但し卒業して當該中學校等を離れたる後の日久しく志願者の現狀を知悉せざるときは其の旨を記入し所見表中の記事を適宜省略することを得

志願者は學術試験規格の五科目（代數、英文和譯、平面三角、算術、英文法）を繼續したるとき直に前項の學校長に所見表作製提出のことを願出つへし

第十三條 身體検査に合格せざる者に對しては學術試験を行はす

第十四條 身體検査は明治三十五年一月海軍出身志願者身體検査格例に依り施行す

第十五條 學術試験科目は左の如し

- 國語及 解釋訓點等片假名交り作文
- 漢文 英文和譯、和文英譯、文法
- 英語 算術代數、平面三角及幾何(平面及立體)
- 數學 物性力、熱、音、光、電氣及磁氣
- 物理 無機及有機
- 化學 地理地文 日本及外國
- 地理地文 日本及外國
- 歷史 日本及外國
- 圖畫 自在畫、用器畫

備考 試験程度は中學校全科卒業の學力を標準とす

各科目試験得點は同一効力を有す代數、英文和譯、平面三角、算術及英文法中其の一科目に於て成績不良者は爾後試験を繼續せしめず

第十六條 志願者は身體検査の際新に(毎年三)撮影(必ず脱帽)せる紙寫眞(臺紙付なるを要す裏面に族籍氏名を自書すへし)一葉を携帯し試験官に差出すへし

第十七條 志願者は洋服或は袴を着用すへし又身體検査に際しては其の前入浴して身體を清淨にし殊に耳垢を除き口中を清潔にして出頭すへし

第十八條 志願者何等の事故ありと雖も之か爲時日を延し検査を行ふことなし

第十九條 志願者検査地への往復並に滞在費等は一切自辯たるへし

第二十條 志願者の身體検査日割表は検査開始の一日前に各受験地の府縣廳(東京は商船學校)に揭示す

志願者は各受験地の前記揭示場に付き豫め自己の身體検査日割を承合し且受験地に於ける自己の宿所(受験地に現住所ある者は其の住所を検査開始の前日迄に到達する様書面(用紙半紙)又は葉書を以て同地に出張せる試験官(東京は商船學校其の他は各府縣廳内宛て)に届出つへし

病氣其の他事故に依り身體検査所若は學術試験所に出頭すること能はざるときは豫め其の旨を届出つへし

第二十一條 生徒を命するには志願者を海軍機關學校に召集し再び身體検査を行ひ其の合格者中より之を命す而して之を召集するには校長より之を第一保證人に達す

第二十二條 前條の召集には本人住所（受験當時の住所）より海軍機關學校までの里程に應し相當の旅費を給す

第二十三條 海軍機關學校生徒志願者にして海軍經理學校生徒を志願し其の入學試験に合格し採用を豫定せられたるときは海軍機關學校生徒志願は自然消滅とす

第二十四條 海軍兵學校生徒志願者にして海軍機關學校生徒を志願し其の入學試験に合格し採用を豫定せられたるときは海軍兵學校生徒志願は自然消滅とす

海軍機關學校生徒志願書（書式）（用紙美濃ニツ折一通）

年月日

族籍

戸主（戸主にあらざれば其の續柄）

志願者 氏名 印

明治何年何月何日生

第一保證人

本籍

住所

族籍職業

氏名 印

第二保證人

本籍

住所

族籍職業

氏名 印

海軍機關學校長氏名殿

海軍機關學校生徒志願の件

海軍機關學校生徒

某(志願者の名)儀海軍機關官出身を志願す許可入校の上は海軍の紀律に服従することを誓ふ

志願者の身上は何事に限らず保證人之を擔保す

受驗地 (東京)(長野)(名古屋)(仙臺)(京都)(金澤)(廣島)(熊本)(鹿児島)(山口) 右出願す

別紙履歷書、承認書、身元明細書及戶籍謄本を添ふ(書式第二號以下省略) 前書相違無し (終)

年月日

市區町村長 氏

名印

(注意) 志願者の氏名及保證人の現住所及氏名には片假名を付し其の讀方を明にすへし

本校生徒志願者は左の諸項に注意すへし

一、志願者は海軍機關學校生徒志願者心得及左の各事項を熟讀し以て手續等に於て遺

憾なきを期すへし

二、海軍機關學校生徒志願と同時に海軍兵學校及海軍經理學校生徒を志願することを 得此場合に於ては右志願者は志願者心得第二十三條及第二十四條を詳知すへし

三、志願者若し本校生徒並に陸軍士官候補生採用試験の何れにも合格するときは本人の希望に依り其の一を選び他の一方を取消すことを得、此の場合に於て本校生徒採用を取消さんと欲する者は保證人連署を以て速に本校長に届出つへし

四、志願書は可成早く提出するを可とす切迫して提出したる願書に間違あれば訂正の爲め返送に暇なく遂に受理し難きことあるに至るへし勿論期日に後れたるものは受理せず本校到達期限 三月三十一日迄とす

五、志願者は志願者心得第八條に依り規定の書式に違はざる様認むる事に注意するを要す

又志願書及之に添付すべき書類を本校に發送するには必ず左の順序に綴り書留郵

便其の他確實なる方法を以て直接海軍機關學校長宛差出すへし

- 一、志願書
- 二、履歷書
- 三、承認書
- 四、身元明細書
- 五、戸籍謄本

身元明細書にも市區町村長の奥書證印を要すること

志願者の氏名及保證人の現住所及氏名に片假名を付すること

六、第二號書式履歷書第七項海軍兵學校及海軍經理學校志願經歷を記するには左の例に依り記入するを便とす

機關學校	志願せず	學術不合格	試験繼續
兵學校	志願せず	體格不合格	病氣缺席
經理學校	志願せず	體格不合格	病氣缺席
			志願

本校初度の志願にして又兵學校及經理學校にも初度の志願中のものは其の旨附記するを要す

七、戸籍謄本は新に戸籍吏の作製したるものたるへし往年作製のもの或は疑を生すへき形跡あるものは受理せず又戸籍抄本は無効とす戸籍謄本に限る

八、志願書を受理したる時は海軍機關學校より志願者宛志願者心得を履歷書第二項に記載せる住所に郵送す

九、志願者より海軍機關學校に問合せをなす時は本校より返信するに便利の爲め宛名の所に自己の住所氏名を記したる封筒に三錢切手を貼付したるものを送付するか或は往復端書を用ひ返信用端書には自己の住所氏名を宛名の所に記入し置くへし

十、受験地の變更を要するものは必ず期限内に出願すへし期限後に到達のものは受理せず(期限四月五日)

十一、志願者心得第二十條に依り志願者は身體検査開始の前日、各受験地の府縣廳(東

京は商船學校)に至り揭示につき自己の検査の時日及場所等を承知すへし又宿所届を忘るへからず(不明のときは各検査地の府縣廳兵事係に承合すへし)

三、宿所届は前項出頭の時若くは同日迄に到着する様試験地の府縣廳(東京は商船學校)海軍機關學校試験官宛にて差出すへし

四、事故の爲め試験場に出席し能はざるものは電信若くは書信等速達の方法を以て其旨直ちに試験場に於ける試験官に届出つへし決して無届欠席をなすべからず

五、身體検査に合格したるものには検査官より身體検査合格之證及學術受驗者心得各一葉を交付す

六、志願者試験規格の五科目を繼續したるときは試験官より所見用表紙若干を交付す志願者は第十二條に依り一年以上在校したる總ての學校の校長等に試見表用紙を送附し期日迄に所見表の作製提出を願出つへし但し何れの學校にも一年以上在校せざるときは最近在校の學校長等に願出つへし

第三節 海軍主計官練習所

第一條 本所は少主計候補生をして、海軍主計官たるに必要な職務を練習せしむるの外必要によりて主計官及び上等筆記をして、其の職務を練習せしむる所なり、但し練習する准士官以上候補生を學生と稱し、下士卒を練習生と稱す

第二條 學生の練習期間は一ケ年にして、准士官たる學生は、六ヶ月とす、時により右の期間を伸縮せらるゝことあるべし

第四節 海軍少軍醫候補生及海軍藥劑士候補生

第一條 志願者は醫術開業免狀若くは藥劑師免狀を有する者にして、身體検査及び採用試験に合格したる者を以て候補生とす、但し高等學校醫學部及特に海軍大臣の指定せる京都府立京都醫學校、大阪府立大阪醫學校、愛知縣立愛知醫學校等の、卒業

海軍主計官 少軍醫少藥劑士候補生

者に對しては採用試験を省略することあるべし、以上の場合には必ず各其の校長より卒業試験成績優等なる旨の證明を受くるを要す

第二條 試験科目は左記の如し

海軍少軍醫候補生

一 學科目

藥物學、內科學、外科學、眼科學、衛生學、歐文和譯

二 實地科目

局處解剖、組織學、內科、外科

海軍少藥劑士候補生

一 學科目

物理學、化學、植物學、生藥學、製藥化學、裁判化學、歐文和譯

二 實地科目

分拆術、藥品鑑定、飲食物試験、藥物製煉、調劑術

第三條 無試験採用者は、採用人員の半數以内とす、志願人員此數に超過する時は前科目につき競争試験を行ふ

第四條 左の事項に該當する者は候補生を免除せらる。

- 一 傷疾若しくは疾病の爲め高等武官たるに適せざる者
- 二 品行不正にして改悛の見込なき者
- 三 公務に原因せざる事由により生死不明の者
- 四 實務練習の成績劣等にして發達の見込なき者
- 五 高等武官たる材能に乏しき者
- 六 候補生たる本分に背きたる者

第五節 海軍造兵生徒

第一條 本校生徒の資格は高等工業學校生徒にして、年齢滿十七年以上二十五年以下にして、海軍出身を志願する者に就き、身體検査に合格したる者より採用す、然れども左記の場合に該當する者は採用せざるものとす

- 一 徴兵例第廿八條に當る者
- 二 禁錮以上の刑に處せられたる者若くは賭博犯の處分を受けた者
- 三 破産家資分散の宣告を受け復權せざる者、又は身代限りの處分を受け債務の弁償を終へざる者

第二條 高等工業學校生徒外の志願者は先づ所在地地方廳に出願し所在中學校に於て試験を受くるものとす

第三條 修業年限は三ヶ年にして、其の間は毎月十圓の手當金と、一學年毎に被服料三十圓を給せらる、卒業後は海軍技手に任ぜられ、十ヶ年以上海軍の職務に従事すべき義務あり、若し中途退學を命ぜらるゝか、又は自己の都合にて退學するときは

直ちに本人又は保證人より在學中受けたる支給金額の返償を命ぜらるべし

第六節 商船學校

第一條 本校は高等の船舶職員たるべき者を養成する目的にて航海機關に關する學術技藝を教授す

第二條 兵籍の編入 在學中は勿論卒業後と雖も海軍士官の豫備員に編入され海軍一定の規則により服役すべきものとす、されば本校出身にして現に海軍將校たる者多く従つて國家事變の際には召集せられて實戰に臨む事あるべし

第三條 修學期及課程 航海科を五ヶ年半とし、機關科を五ヶ年とす、目的は航海術及機關科にして、一航海術に於ては物理、化學、航海術、運用術、數學、商業地理、水路測量術、造船術、技業、外國語、法律、船内衛生法、經濟、海上氣象學、兵式體操、國語、漢文、砲術、救急醫術、機關術大意、航海演習等を教授し、一機

關科に於ては、化學、物理、國語、漢文、汽機術、汽機術、製圖、電氣工學、兵式體操、技業、力學、外國語、工術實習、機關運轉實習の諸科目を教授するにあり

第四條 入學期及資格 毎年四月と十月との二回に入學を許し、年齢滿十五年以上二十一年以下にして、品行方正に學中家事に係累なく且つ體格検査學術試験に合格したる者に限る、但し官公立中學校卒業者又は同校が適當と認めたる卒業生にして該學校長が學力優等品行方正を證明せし時には一定の人員を限り無試験入學を許可することあれども近來志願者非常に多く遂に競争試験を行ふに至れり

第五條 次の一に該當する者は入學を許さず

- 一 禁錮以上の刑に處せられし者
- 二 家資分散破産の宣告を受け復權せざる者、又は身代限の處分を受け債務の完済を終らざる者
- 三 前に學生たりし時退校處分を受けたる者

第六條 入學試験は豫備試験、選抜試験とす、豫備試験は前項説明せる者の外に對して一般に行ふものにて本校若くは地方海軍局にて試験を行ふ其科目は次の如し

- 一 數學(算術、代數、幾何、三角法)
- 二 化學
- 三 物理
- 四 歴史
- 五 英語(英文和譯、和文英譯) 六、地理(萬國地理)

選抜試験は本校内にて之を行ふ始め體格検査を行ひ、次に英語と數學の二科目につきて試験す

第七條 本校には自費學生、特待學生、貸費學生等あり、而して品行方正學業優等にして他の模範たるべき者は特待學生を命ぜらる、學生の志願により品行方正學業優秀なる者は成績に従ひ順次選抜して貸費學生となす

第八條 受験者は豫備試験の當日、無試験入學志願者は體格検査の當日、脱帽の儘撮影したる寫眞(裏面に氏名生年月日を記したるもの)を係官に提出すべし、受験當日は洋服、又は袴を着用すべし

第九條 受験地 豫備試験は本校に於てする外左記の地にて執行す故に志願者は受験地を撰擇して願書に附記すへし

- 一、大阪海事局(大阪市北區玉江町)
- 二、長崎海事局(長崎市出島町)
- 三、函館海事局(北海道函館區鍛冶町)

第七節 海軍出身志願者身體検査格例

第一條 海軍出身志願者身體検査に於て合格とすべきもの左の如し

一、甲種 身體強健精神異狀なく全身の發育對稱完全にして海軍軍人の服役に適するもの

一、乙種 は甲種に亞くもの (甲種より少しく劣るものを云ふ)

第二條 左の各號に該當するものは不合格とす

- 一、高等武官、各候補生、學生(軍醫學生、藥劑學生、主計學生、造船學生、造兵學生を云ふ以下同じ)生徒(兵學校生徒、機關學校生徒を云ふ以下同じ)筆記志願のものに在ては身長五尺體重十二貫目、胸圍二尺五寸三分、胸廓擴張一寸八分活量二千八百立方仙迷百七十一立方英寸)に達せざるもの但し生徒志願のものにして十七年未滿、(検査時の年齢以下同じ)なるときは體重十一貫五百目胸圍二尺四寸八分以上にして發育の見込あるものは合格と爲すことあるべし
- 二、水兵、機關兵、鍛冶、看護志願のものに在ては身長五尺二寸、體重十三貫目、胸圍二尺六寸胸廓擴張二寸活量三千立方仙迷百八十三立方英寸に達せざるもの但し十七年未滿なるときは身長五尺一寸五分、體重十二貫七百目胸圍二尺五寸七分以上にして發育の見込あるものは合格と爲すことあるべし
- 三、木工主厨志願のもの十七年未滿に在ては身長五尺、體重十二貫五百目、胸圍二尺五寸五分胸廓擴張一寸八分活量三千立方仙迷百八十三立方英寸に達せざるもの

四、軍樂生志願のもの十七年未滿に在ては身長五尺、體重十二貫目、胸圍二尺五寸胸廓擴張一寸八分、活量二千八百立方仙迷百七十一立方英寸滿十七年以上に在ては身長五尺一寸體重十二貫五百目、胸圍二尺五寸五分、胸廓擴張二寸活量二千九百立方仙迷百八十一立方英寸に達せざるもの

五、身長、體重、胸圍及活量、前諸號の規定に達するも著しく其交互の對稱を失するもの

六、身體發育の不全、體質の薄弱、傷疾疾病に起因する全身衰弱

七、白痴、精神異狀、言語障礙、知覺及運動麻痺

八、全身皮膚殊に頭皮の慢性病腋臭微毒及外傷等の癢痕著しきもの

九、頭部頸部面部の畸形及著しき頭蓋骨折傷、陷凹斜頸腺の腫大

十、視力二十の二十に達せざるもの、識色不全、斜視、淚管瘻、眼瞼下垂或は翻轉但し軍醫官、藥劑官、主計官、造船官、造兵官、少軍醫候補生少藥劑士候補生少

主計候補生及學生志願のものに在ては視力五十の二十以下筆記志願の者に在ては視力三十の二十以下の近視は合格となすことあるべし

- 十一、聾、聽力遲鈍、鼓膜鼓室の疾病
- 十二、鼻骨鼻軟骨の疾病鼻茸、鼻粘膜炎慢性病
- 十三、咽喉口峽口蓋及舌の疾病齒齦及齒質不良若は齒數不足（大齡齒に在ては三箇以上其の他の齒牙に在つては大齡齒を併せ五箇以上の齶蝕又は缺亡（但し高等各武官候補生學生徒志願に在ては齶蝕又は缺亡の數之より超過するも上下齶齒對向の狀況填塞義齒裝用の有無を酌量して合格と爲すことあるべし）下顎運動の障礙及軍樂生に在ては齒列不正
- 十四、胸廓の畸形扁平陷沒呼吸短促聲音嘶啞、呼吸器及血行器疾病
- 十五、膈部の腫脹膨滿腹輪の弛緩脫腸胃腸脾肝腎等の疾病
- 十六、下疳、痲疾尿道狹窄、尿道瘻、睪丸副睪丸及精系の疾病

十七、痔疾、痔瘻、脚肛扁平「コンヂロマ」

十八、四肢の薄弱畸形、又は傷痍疾病に起因する歪形關節運動の障碍、靜脈怒脹著しき扁平足

十九、脊梁骨盤の畸形又は傷痍疾病に起因する歪形運動の障碍

二十、前諸號の外急治の目的なき傷痍疾病

二十一、遺傳性及發作性疾病の證據あるもの

第三條 前條に掲ぐるもの、内輕症にして風土氣候に關せず海軍々人の服役に堪ゆる見込あるものは合格となすことあるべし

體動に障碍なき瘦體肥體々毛過冗軀幹若は四肢の不同膝内彎膝外彎齒牙及消食器の異常、靜系靜脈怒脹等輕度のもは成年者に限り合格と爲すことあるべし

第四條 高等武官各候補生、學生、志願のものに在ては第二條第六號以下の諸狀況あるも其輕度のもは職務を參酌して合格と爲すことあるべし

大正二年十月十五日印刷
大正二年十月二十日發行

陸海軍官費入學案内
各學校

定價金三十錢



編輯者兼 發行者 日野初藏
東京市京橋區南傳馬町一丁目十五番地

印刷者 北澤悅
東京市京橋區大鋸町十四番地

印刷所 北澤活版所
東京市京橋區大鋸町十四番地

發行所

東京市京橋區南傳馬町一丁目十五番地

東江堂書店

#5829

終

